

# 文 書 質 問 票

平成 25 年 8 月 6 日

伊賀市議会議長 空森 栄幸 様

会派名 公明党

質問者 赤堀 久実

伊賀市議会基本条例第 8 条第 3 号の規定に基づき、下記のとおり文書質問を行いたく提出します。

なお、回答期日につきましては、平成 25 年 8 月 20 日までを希望します。

## 記

### 1 質問項目

- ・伊賀市の平成 25 年度普通交付税の決定額
- ・当初の見込額との比較
- ・減額されていなかった場合、または決定額が予想を上回っていた場合の対応

### 2 質問理由

先の 6 月定例会において、「伊賀市職員の給与の臨時特例に関する条例」の提案説明の中で、「今回の国の地方交付税を削減した上での給与削減要請については、大変遺憾」であるとしつつ、「平成 25 年 3 月 28 日に成立した改正地方交付税法により、平成 25 年度の本市の地方交付税額における職員給与費の算定基礎額が簡易試算で、約 2 億 9 千 3 百万円減額となる」とのこと、同条例は、賛成多数により可決・制定されたところである。

このことについて、7 月 23 日付け「平成 25 年度普通交付税大綱」において、平成 25 年度の普通交付税の額が決定したとの閣議報告がなされたが、伊賀市の交付決定額はいくらであったのか。

また、減額されていなかった場合や決定額が予想を上回っていた場合、発生する差額について、減額した職員の給与への対応を含め、今後伊賀市では、どのように対応する考えであるのか。

また、地方分権の流れに逆行した今回の国からの要請（職員給与削減要請）に対し、改めて今のお考えをお聞きしたい。